

## 答 申

### 第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部開示決定は妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経緯

1 異議申立人は、平成20年10月20日に、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、「〇〇〇〇〇〇（岡山県知事許可第〇〇〇〇〇号、〇〇〇〇〇〇）の事業年度終了報告書（決算期が平成19年6月～平成20年5月に関わるもの）の工事経歴書に記載がある岡山県の発注に係る直接施工届、現場代理人等の指名通知書、現場代理人等の変更通知書、工期が分かるもの（工期と契約工事名が分かるもののみ。表紙と最後で分かれば2枚でいいです。）、現場代理人及び主任技術者等が全て分かるもの、下請届出書一式。条例第9条の規定による公益上の理由による裁量的開示を強く切に求める。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、「〇〇〇〇〇〇（岡山県知事許可第〇〇〇〇〇号）に係る〇〇〇〇〇〇工事（以下「工事1」という。）、〇〇〇〇〇〇工事（以下「工事2」という。）、〇〇〇〇〇〇工事〇〇〇〇（以下「工事3」という。）、〇〇〇〇〇〇工事（以下「工事4」という。）、〇〇〇〇〇〇工事〇〇〇〇（以下「工事5」という。）、〇〇〇〇〇〇工事〇〇〇〇（以下「工事6」という。）における下記①～⑤の文書

- ①直接施工届（以下「文書①」という。）
- ②現場代理人等の指名通知書（主任技術者を含む。）（以下「文書②」という。）
- ③現場代理人等の変更通知書（主任技術者を含む。）（以下「文書③」という。）
- ④工期が分かるもの（以下「文書④」という。）
- ⑤下請届出書一式（以下「文書⑤」という。）

を特定した上で、別表のとおり、その一部が条例第7条第2号若しくは第3号に該当すること、又は取得していないため保有していないことを理由として、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成20年10月29日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成20年12月15日付けで、実施機関に対して異議申立てを行った。

- 4 実施機関は、条例第17条の規定により、平成20年12月25日付けで、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件開示請求に係る公文書の開示の可否の決定について諮問した。

### 第3 異議申立人の主張要旨

- 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を破棄して全部開示決定を求めるものである。

- 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

社会正義実現と公共の福祉向上と社会秩序の維持のため、公益上の理由による開示を求める。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示理由説明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

- 1 文書の不存在について

- (1) 工事3及び6に係る文書①

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号。以下「財務規則」という。）第152条第3項第1号の規定により契約書の作成を省略することができる請負工事については、提出書類の簡素化を図るため、下請負の予定のない場合に提出を求めている直接施工届についても、提出を省略できるものとしているため、工事3及び6において、請負者は直接施工届の提出を省略しており、文書①は存在しないため非開示とした。

- (2) 工事5に係る文書①

工事5に関しては、業務委託であるため直接施工届の提出の必要がないことから、請負者から直接施工届が提出されておらず、文書①は存在しないため非開示とした。

- (3) 工事3、5及び6に係る文書②及び③

財務規則第152条第3項第1号の規定により契約書の作成を省略することができる請負工事については、提出書類の簡素化を図るため、現場代理人等の指名通知書及び変更通知書についても、提出を省略できるものとしているため、工事3、5及び6において、請負者は現場代理人等の指名通知書及び変更通知書の提出を省略しており、文書②及び③は存在しないため非開示とした。

- (4) 工事2に係る文書③

現場代理人等の変更通知書は、現場代理人等の変更があった場合に提出されるもので、工事2については、請負者から変更通知書は提出されておらず、文書③は存在しないため非開示とした。

- (5) 工事2、3、5及び6に係る文書⑤

下請負届出書は、請負者が工事の一部を下請負に付したときには直ちに提出させ

ることとしているが、下請負に付さなければ提出されることはなく、工事2、3、5及び6では、請負者から下請負届出書が提出されておらず、文書⑤は存在しないため非開示とした。

## 2 文書の一部開示について

### (1) 工事4に係る文書②及び工事1に係る文書③

工事4に係る文書②及び工事1に係る文書③に記載された現場代理人の氏名は、工事期間中は工事看板等により工事責任者として公にされているが、竣工後は公にされることはなく、条例第7条第2号該当の個人に関する情報と判断したため非開示とした。

### (2) 工事1及び4に係る文書⑤

工事1及び4に係る文書⑤中の個人情報については、条例第7条第2号に該当するため非開示とした。

同じく文書⑤中の見積書に記載された単価及び金額については、各下請業者の経営方針等に関する情報又は営業上のノウハウに関する情報であり、また、契約書に記載された請負代金の支払いの時期及び方法は、各下請業者の財務状況や経営方針等に関する情報であり、これらは公にされているものでなく、当該情報を開示することで法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため、条例第7条第3号に該当するので非開示とした。

## 3 異議申立ての趣旨及び理由に対する意見

本件処分に対して、異議申立人は、社会正義実現、公共の福祉向上及び社会秩序の維持のためとして非開示部分の全部開示を求めているが、異議申立ての趣旨が不明であり、通常非開示としている部分を非開示とした当該一部開示決定は妥当であると考ええる。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件対象公文書について

本件異議申立ての対象となった公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、工事1に係る文書③及び⑤、工事2に係る文書③及び⑤、工事3に係る文書①、②、③及び⑤、工事4に係る文書②及び⑤、工事5に係る文書①、②、③及び⑤、工事6に係る文書①、②、③及び⑤である。

### 2 本件対象公文書の存否について

#### (1) 工事3及び6に係る文書①

実施機関は、財務規則第152条第3項第1号の規定により契約書の作成を省略することができる請負工事については、提出書類の簡素化を図るため、下請負の予定のない場合に提出を求めている直接施工届についても、提出を省略できるものとしているため、工事3及び6において、請負者は直接施工届の提出を省略しており、文書①は存在しないため非開示としたと説明する。

実施機関において、契約金額が100万円未満の小規模な修繕等については、財務規則第152条第3項第1号の規定により契約書の作成を省略し、その場合は直接施工届の提出を求めないことが通例とされているものと認められるところ、工事3及び6に関しては、契約金額が100万円未満の修繕であることが、これらの工事に係る文書④から確認できる。また、異議申立人からは、請負者から実施機関に工事3及び6に係る直接施工届が提出されたことを推知せしめるような具体的主張はなされておらず、その他実施機関が同文書を保有することを推測すべき事情が認められないことから、これらについて存在しないという実施機関の説明は不自然・不合理とは認められない。よって、本件対象公文書工事3及び6に係る文書①について取得していないため保有していないことを理由に非開示とした本件処分は妥当である。

(2) 工事5に係る文書①

実施機関は、工事5に関しては、業務委託であるため直接施工届を提出する必要がないことから、請負者から直接施工届が提出されておらず、文書①は存在しないため非開示としたと説明する。

実施機関において、直接施工届は、工事請負契約について下請負に付する予定がない場合に請負者に提出を求めているものであるが、工事5については業務委託契約であるため提出を求めることとされていないものと認められる。また、異議申立人からは、請負者から実施機関に当該工事に係る直接施工届が提出されたことを推知せしめるような具体的主張はなされておらず、その他実施機関が同文書を保有することを推測すべき事情が認められないことから、これについて存在しないという実施機関の説明は不自然・不合理とは認められない。よって、本件対象公文書工事5に係る文書①について取得していないため保有していないことを理由に非開示とした本件処分は妥当である。

(3) 工事3、5及び6に係る文書②及び③

実施機関は、工事3、5及び6に関しては、財務規則第152条第3項第1号の規定により契約書の作成を省略することができる請負工事については、提出書類の簡素化を図るために現場代理人等の指名通知書及び変更通知書についても、提出を省略できるものとしているため、当該工事において請負者は現場代理人等の指名通知書及び変更通知書の提出を省略しており、文書②及び③は存在しないため非開示としたと説明する。

実施機関において、契約金額が100万円未満の小規模な修繕等については、財務規則第152条第3項第1号の規定により契約書の作成を省略し、その場合は現場代理人等の指名通知書及び変更通知書の提出を求めないことが通例とされているものと認められるところ、工事3及び6に関しては、契約金額が100万円未満の修繕であることが、これらの工事に係る文書④から確認できる。他方、工事5に関しては、実施機関の説明と異なり、実際には契約書が作成されていることが同工事に係る文書④から確認できるが、当該契約は業務委託契約であることから現場代理人及び主任技術者については規定されていないものと認められる。

また、異議申立人からは、請負者から実施機関に工事3、5及び6に係るこれら

の通知書が提出されたことを推知せしめるような具体的主張はなされておらず、その他実施機関が同文書を保有することを推測すべき事情が認められないことから、これらについて存在しないという実施機関の説明は不自然・不合理とは認められない。

よって、本件対象公文書工事 3、5 及び 6 に係る文書②及び③について取得していないため保有していないことを理由に非開示とした本件処分は妥当である。

#### (4) 工事 2 に係る文書③

実施機関は、工事 2 に関しては、現場代理人等の変更通知書は、現場代理人等の変更があった場合に提出されるもので、当該工事については請負者から変更通知書は提出されておらず、文書③は存在しないため非開示としたと説明する。

実施機関において、現場代理人等の変更通知書は、現場代理人等の変更があった場合に提出を義務付けているものと認められるが、異議申立人からは、請負者から実施機関に工事 2 に係る変更通知書が提出されたことを推知せしめるような具体的主張はなされておらず、その他実施機関が同文書を保有することを推測すべき事情が認められないことから、文書③について存在しないという実施機関の説明は不自然・不合理とは認められない。よって、本件対象公文書工事 2 に係る文書③について取得していないため保有していないことを理由に非開示とした本件処分は妥当である。

#### (5) 工事 2、3、5 及び 6 に係る文書⑤

実施機関は、下請負届出書は、工事の一部を下請負に付したときに請負者から提出させることとしているが、下請負に付さなければ提出されることはなく、工事 2、3、5 及び 6 では下請負届出書が提出されておらず、文書⑤は存在しないため非開示としたと説明する。

実施機関において、下請負届出書は、元請業者が下請業者へ工事の一部を下請負に付したときに元請業者から実施機関への提出が義務付けられているものと認められるが、異議申立人からは、元請業者から実施機関に工事 2、3、5 及び 6 に係る下請負届出書が提出されたことを推知せしめるような具体的主張はなされておらず、その他実施機関が同文書を保有することを推測すべき事情が認められないことから、これらについて存在しないという実施機関の説明は不自然・不合理とは認められない。よって、本件対象公文書工事 2、3、5 及び 6 に係る文書⑤について取得していないため保有していないことを理由に非開示とした本件処分は妥当である。

### 3 本件対象公文書に係る条例上の非開示条項等について

#### (1) 条例第 7 条第 2 号（個人情報）の規定について

条例第 7 条第 2 号は、「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）」を原則として非開示とすることを定めたものである。

その一方で、同号ただし書イにおいて、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については開示することとして

いる。何人も知り得る状態に置かれている情報については、個人の権利利益の保護の観点からは非開示とする必要がないためである。

また、条例第3条第1項において「実施機関は、この条例の運用に当たっては、公文書の開示を請求する権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定しており、本号の解釈、運用に当たっては、この規定の趣旨を十分に尊重する必要がある。

(2) 条例第7条第3号（事業活動情報）の規定について

条例第7条第3号は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」を非開示とすることを規定している。

これは、公文書の開示を請求する権利を十分に尊重しつつ、法人等の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し保護する観点から、公にすることにより、事業を行う者の競争上の地位又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報が記録されている公文書を非開示とすることを定めたものである。

(3) 条例第9条（公益上の理由による裁量的開示）の規定について

条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と規定しており、対象公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、非開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合には、実施機関の高度の行政的判断により開示することができることを定めたものである。

4 非開示条項該当性等の具体的検討について

上記3で示した非開示条項及び裁量的開示の規定の適用に関して、実施機関が非開示とした情報が条例で定める非開示情報に該当するか否か及び公益上の理由による裁量的な開示が適用されるか否かについて具体的に検討する。

(1) 条例第7条第2号（個人情報）該当性について

本件対象公文書工事4に係る文書②及び工事1に係る文書③において個人情報として非開示とされているのは、現場代理人の氏名であり、また、工事1及び4に係る文書⑤において非開示とされているのは、2級技術検定合格証明書に記載された個人の生年月日である。これらは、いずれも条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」に該当するものであることは明白である。

また、以上の非開示とされている情報は、いずれも法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められない。なお、現場代理人に関しては、その氏名は、工事期間中は工事現場の工事看板等に掲出されているが、それは一時的に限られた場所において確認できるに過ぎないので、何人も知り得る状態にあるとは言えず、条例第7条第2号ただし書イに該当

するものとは認められない。

(2) 条例第7条第3号（事業活動情報）該当性について

本件対象公文書工事1及び4に係る文書⑤において事業活動情報として非開示とされているのは、見積書に記載された単価及び金額並びに契約書に記載された請負代金の支払いの時期及び方法に係る部分である。

実施機関は、見積書に記載された単価及び金額は、各下請業者の経営方針等に関する情報又は営業上のノウハウに関する情報であり、また、契約書に記載された請負代金の支払いの時期及び方法は、各下請業者の財務状況や経営方針等に関する情報であり、これらは公にされているものでなく、当該情報を開示することで、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため非開示としたと説明する。

建設工事下請負契約書及び見積書は、公共工事の下請契約及びその下請契約を締結するに当たり作成された書類であり、いずれも企業間の取引に係る書類である。そして、非開示とされた見積書に記載された単価及び金額は、下請業者が見積額を算出する際の積算内訳が分かる情報であり、当該下請業者の経営方針に関する情報及び営業上のノウハウに関する情報と認められ、これらが公開されると当該下請業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。また、非開示とされた建設工事下請負契約書に記載された支払時期及び支払方法（現金：手形の割合等）は、元請業者と下請業者の間で締結された契約の内容の一部が分かる情報であり、両者の経営方針及び財務状況に関する情報並びに営業上のノウハウに関する情報と認められ、これらが公開されると当該元請業者及び下請業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。よって、本件対象公文書工事1及び4に係る文書⑤中に見積書に記載された単価及び金額並びに同文書中の契約書に記載された請負代金の支払いの時期及び方法については、条例第7条第3号の非開示情報に該当すると認められる。

(3) 条例第9条（公益上の理由による裁量的開示）の適用の可否について

異議申立人は、条例第9条の適用による開示を求めているものの、同条が適用されるべき公益上の理由についての具体的な主張はなされておらず、上記（1）及び（2）において非開示とされている情報を保護する利益に優越する公益上の理由は特段見当たらないことから、条例第9条を適用する必要性は認められない。

5 結論

以上により、実施機関が公文書一部開示決定をした本件処分については妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容

平成20年12月25日	実施機関から諮問を受けた。
平成21年2月10日	実施機関から非開示理由説明書が提出された。
平成21年4月1日	異議申立人から意見書が提出された。
平成22年5月28日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。
平成22年6月25日 (審査会第2回目)	事案の審議を行った。
平成22年7月30日 (審査会第3回目)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
平成22年11月24日 (審査会第4回目)	事案の審議を行った。
平成22年12月15日 (審査会第5回目)	事案の審議を行った。
平成23年2月14日 (審査会第6回目)	事案の審議を行った。
平成23年3月30日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏名	職名	備考
会長 中村 誠	岡山大学大学院社会文化科学研究科教授	
会長職務代理者 宇佐美 英 司	弁護士	
藤 田 奈 美	弁護士	審査会第3回目まで審議
進 藤 貴 子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部教授	
森 義 郎	元岡山県農業信用基金協会 専務理事	
井 田 千津子	弁護士	審査会第4回目から審議



別表

工 事 名	開示しない部分	開示しない理由
1 ○○○○○○○工事	③現場代理人等の変更通知書のうち、新現場代理人の氏名	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。
	⑤下請届出書一式のうち、見積書の単価、金額、支払いの時期及び方法、主任技術者以外の個人情報	条例第7条第3号該当 法人その他の団体に関する情報で、事業運営上の地位などが損なわれるため。 条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。
2 ○○○○○○○工事	③現場代理人等の変更通知書 ⑤下請届出書一式	取得していないため保有していない。
3 ○○○○○○○工事○○ ○○	①直接施工届 ②現場代理人等の指名通知書 ③現場代理人等の変更通知書 ⑤下請届出書一式	取得していないため保有していない。
4 ○○○○○○○工事	②現場代理人等の指名通知書のうち、現場代理人の氏名	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。
	⑤下請届出書一式のうち、見積書の単価、金額、支払いの時期及び方法、主任技術者以外の個人情報	条例第7条第3号該当 法人その他の団体に関する情報で、事業運営上の地位などが損なわれるため。 条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。
5 ○○○○○○○工事○○ ○○	①直接施工届 ②現場代理人等の指名通知書 ③現場代理人等の変更通知書 ⑤下請届出書一式	取得していないため保有していない。
6 ○○○○○○○工事○○ ○○	①直接施工届 ②現場代理人等の指名通知書 ③現場代理人等の変更通知書 ⑤下請届出書一式	取得していないため保有していない。